

柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月6日

柴田町長

滝口 茂

柴田町規則第20号

柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成26年柴田町規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（任期の更新に係る同意） 第6条 条例第6条に規定する職員の同意は、 <u>同意書（様式第1号）</u>により得るものとする。 様式第1号 <u>別記1</u>	（任期の更新に係る同意） 第6条 条例第6条に規定する職員の同意は、 <u>書面</u>により得るものとする。

別記 1 (改正後)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

同 意 書

年 月 日

任命権者 様

所 属

職氏名 (署名)

柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 6 条の規定による任期の更新について、下記のとおり同意します。

記

1 現在の任用期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 更新後の任用期限 年 月 日まで

附 則

この規則は、令和８年７月７日から施行する。